

# 人材採用コンサルティング契約書

(以下、甲という)と株式会社 ToolPox (以下、乙という)は、人材採用のコンサルティングの委託に関し、次の通り契約(以下、本契約という)を締結する。

## 第一条 (業務内容)

甲は乙に対し、薬剤師および薬学生の採用に関するコンサルティング(以下、本業務という)を委託し、乙はこれを受諾する。

## 第二条 (対価の支払い)

1. 本業務の対価(以下、本対価という)は成功報酬とする。甲は、本業務により乙から紹介された人材の採用を決定し、この者(以下、採用決定者という)が甲に入社した時、乙に対し、当該採用決定者の理論年収の30%にあたる額(消費税別)を本対価として支払うものとする。
2. 理論年収とは、入社時期等により左右される賞与部分の減額は考慮しない。また、理論年収には、想定される残業時間(または平均残業時間)にかかる残業手当を含む。

## 第三条 (支払規定)

本対価は、採用決定者の入社確認後、入社日から1週間以内に乙は請求をし、甲は乙の指定する金融機関口座への振込により支払う。支払期日は、入社から1ヶ月後の末日とし、当日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日までとする。

## 第四条 (採用決定者の退職)

採用決定者が入社日以降、3ヶ月未満で甲との雇用契約を終了した時、乙は第二条に基づき支払われた本対価(消費税込)のうち、次の通り甲に返還するものとする。

1ヶ月未満で雇用契約を終了した場合・・・80%

1ヶ月以上3ヶ月未満で雇用契約を終了した場合・・・50%

3ヶ月以上6ヶ月未満で雇用契約を終了した場合・・・10%

但し、以下に該当する場合はこの限りではない。

- ・労働条件に係る重大な問題(業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等)により退職に至った場合
- ・就業環境に係る重大な問題(故意の排斥、嫌がらせ、ハラスメント等)により退職に至った場合
- ・人員整理等が間接的、直接的原因となり退職に至った場合
- ・職務転換、配置転換等に適応できず退職に至った場合
- ・事業所移転により通勤が困難となり退職に至った場合
- ・天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり退職に至った場合
- ・甲が当該労働者の退職日より1ヶ月以内に退職を証明できる書類を乙に提出しなかった場合
- ・その他、甲乙協議の上、返金の必要がないと判断された場合

## 第五条 (人材調査について)

甲が人材を採用するか否かを決定するにあたり、適性検査、身辺調査若しくはあらゆるその他の調査を行う場合は、甲自らの責任と費用で行い、調査に関連する請求を乙に対して一切行わないものとする。

#### 第六条（免責）

乙が提供した人材の紹介若しくは採用により生じたいかなる損失、損害若しくは請求に対する補償について、乙は一切の法的責任を負わないものとする。

#### 第七条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して知りえた一切の秘密情報を機密とし、第三者に開示もしくは提供してはならない。尚、本契約が終了した後も同様とする。また、甲の業務遂行及び人材採用以外の目的に当該情報を利用してはならないものとする。甲または乙の情報漏洩により相手方が損害を被った場合は、相手方に対し損害賠償の責を負うものとする。

#### 第八条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は自らが、暴力団、暴力関係者、総会屋、暴力的破壊行動を行う団体、またはこれらに準ずるもの（以下、反社会的勢力という）ではないこと、または反社会的勢力が実質的に経営に関与している法人等ではないことを表明する。かつ、将来にわたって該当しないことを確約する。
2. 甲及び乙が前項の規定に違反した場合、直ちに事実を相手方に報告し、本契約を解除することができる。

#### 第九条（有効期限）

本契約の有効期限は契約締結日より 1 年間とする。但し、期間満了 1 ヶ月前までに甲・乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、さらに 1 年間本契約を更新するものとする。また以降も同様とする。

#### 第十条（協議）

本契約に定めのない事項または解釈上の疑義を生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

#### 第十一条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を管轄裁判所とする。

本契約を証するため本書を 2 通作成し、甲・乙各 1 通を保有する。

令和     年     月     日

甲

乙

神奈川県相模原市緑区橋本 4-12-4  
株式会社 ToolPox  
代表取締役 富澤 崇

印

印